




よくある質問と回答

Q1	令和7年度に新設する認可保育施設はありますか？
A1	令和7年度に新設する認可保育施設はありません。
Q2	利用を希望する保育施設を検討するために施設見学をしたいのですがどうすればよいですか？
A2	見学については、保育施設に直接お問い合わせください。
Q3	入所する児童はどうやって決まるのですか？
A3	入所選考は「新座市保育施設入所選考基準表」（31ページ参照）に基づいて保育指数を算定し、指数の高い児童を優先度が高いものとして、順番に入所内定の決定を行います。申請順（先着順）ではありません。 <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは22ページへ</div>
Q4	就労要件で申込みをして入所内定となりましたが、申込みから入所までの期間に就労条件（勤務先・勤務日数・勤務時間等）が変わりました。入所内定となった保育施設に入所することはできますか？
A4	就労要件による申込みの場合、申込み時と同じ就労条件で入所後も継続して就労することが条件です。入所後又は入所までに就労条件の変更に伴い、保育指数が下がる場合、入所内定取消又は退園となることがあります。 転職や退職等により就労条件が変更となるご予定の方は、申込み前に保育課へご相談ください（申込み後に就労条件が変更されることとなった場合は至急ご連絡ください。）。
Q5	兄弟姉妹で同時に申し込む場合の申請書類は1人1セット必要ですか？
A5	入所児童1人につき1セット揃えていただく必要があります。 ただし、申請書以外のものは、1部原本をご提出いただければ、兄弟姉妹分はコピーの提出を可とします。
Q6	育児休業からの復職予定で兄弟姉妹を同時に入所申込みした結果、1人のみ入所内定となりました。1人のみ入所となった場合でも復職する必要がありますか？
A6	育児休業からの復職予定で申込みした結果、1人でも入所する場合は、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。兄弟姉妹全員が入所できないと復職できない場合は、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」中の2人以上の申請がある方が記入する「希望入園方法」欄で1か2のいずれかを選択してください。
Q7	保育施設は月途中でも入所できるのですか？
A7	保育施設への入所時期は、4月から12月までの各月1日入所のみです。
Q8	育児休業の延長に必要な保育施設に入所できなかった証明をもらえますか？
A8	保育施設に入所できないことを証明する書類として「保育施設入所保留通知書」を発行しています。保育施設の入所申込みをしたが入所できなかった方へ発行することができます。 <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは12・17ページへ</div>
Q9	育児休業を延長したいので、できる限り入所できないようにできますか？
A9	入所選考の際に入所の優先度を下げて選考を行うことができます。ご希望の方は、「育児休業延長を許容できる旨の申立書」をご提出ください。
Q10	申込み時点で新座市外在住ですが、新座市の保育施設に申込みをする場合の申込み先はどちらですか？
A10	新座市への転入予定の有無によって、申込先が異なります。転入予定のある方は直接新座市へ、転入予定のない方は住民登録のある市区町村へお申込みください。 <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは20ページへ</div>

Q11	保育施設ごとの入所できた世帯の指数を教えてくださいませんか？人気のある園を教えてくださいませんか？
A11	申込みされる方の状況は毎年毎月異なり、内定した世帯の指数は変動するので、公開しておりません。新座市では保育施設ごとの入所倍率をだしていないので、人気のある園も回答できません。
Q12	保育施設の空き状況はどこで公開しているのですか？
A12	4月～12月の1日時点の空き状況を各月1日に市ホームページで公開しています。 (保育施設待機児童一覧) 
Q13	出生前児童の入所申請はできますか？
A13	4月入所申請（1次選考及び2次選考）のみ出生前児童の入所申請を受け付けます。 <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは20ページへ</div>
Q14	育児休業中で入所が決まった場合、いつまでに復職すればよいですか？
A14	入所月の翌月1日までに復職していただく必要があります。「復職証明書」を復職後2週間以内に市役所の窓口または通園中の保育園に提出してください。
Q15	内職や業務委託を受けている場合、就労証明書は誰が記入すればよいですか？
A15	就労している保護者様ご自身が記入してください。また、就労状況申告書と自営の証明となる書類（業務委託契約書、発注の履歴、納品書等）も添付してください。